

## 前期→後期のポイントまとめ【まちづくり方針 1～3】

### 1 序論の記載変更に伴う変更

#### (1) 【施策 2-2-1、2-2-2】 こどもの自己肯定感や幸福感等について

- ・文部科学省より公表された「第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられた。
  - ・三郷市においても学力や体力の向上に留まらず、心の教育や次世代リーダーの育成を推進してきたところ。
  - ・一方で、全国学力・学習状況調査で「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合は、三郷市の結果を経年比較すると順調に伸び傾向にあるものの、小中いずれも全国平均より 5%以上低い状況にある。
- ⇒自己肯定感や幸福感等の向上は、こどもが将来にわたる持続的な幸福を得るために重要な課題である。こどもの自己肯定感や幸福感等を伸ばしていくことについて明記する。

### 2 三郷市を取り巻く状況の変化等に伴う変更

#### (1) 【施策 1-1-1、1-1-2、3-2-3】 インフラの維持管理について

- ・令和 7 年 1 月 28 日に八潮市にて中川流域下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生した。
  - ・これに伴い、全国的にインフラの老朽化対策・維持管理の重要性が再認識された。
  - ・市民等の人命や生活を守るために市町村に求められる役割は非常に大きく、本市においても喫緊の課題と言うべき問題。
- ⇒【施策 1-1-1】・現状と課題の欄にインフラの老朽化対策・維持管理について記載する。
- ・取り組みはまちづくり方針 3、4 と重複するため施策 1-1-1 には総論を記載し、「関連する取組み」の欄にまちづくり方針 3、4 の関係箇所を記載する。
- ⇒【施策 1-1-2】・現状と課題の欄にインフラの老朽化対策・維持管理について記載する。
- ・取組みの欄に老朽化対策について追記する。
- ⇒【施策 3-2-3】・現状と課題の欄にインフラの老朽化対策・維持管理・上下水道一体の耐震化について記載する。
- ・取組みの欄に老朽化対策・維持管理・上下水道一体の耐震化について追記する。

#### (2) 【施策 1-1-1】 住宅の老朽化対策について

- ・安全性の確保が必要な対象として市内の昭和 56 年 5 月以前に建築された古い建築物が挙げられている。

・上記に加え、築年数が長くなった分譲マンション、管理不全空家等・特定空家等への対策も必要性が高まっている。

⇒分譲マンション、管理不全空家等・特定空家等の対策について追記する。

(3) 【施策 1-1-3】 人口減少について

住民基本台帳に基づく本市の総人口は減少傾向に転じている。

⇒人口増加見込みを前提とした記載を見直す。

(4) 【施策 1-1-3】 救急対応状況について

救急について、

・救急自動車による現場到着所要時間の平均(入電から現場に到着するまでに要した時間)

・病院収容所要時間の平均(入電から医師引継ぎまでに要した時間)

いずれも横ばいで推移しており、県内平均と比較しても明確に乖離した状況には無い。

⇒現行記載の「サービスの低下が生じている状況」と断じる状況からは一定の改善が見られるため、現状に即した記載へ見直す。

(5) 【施策 1-2-1】 犯罪の発生状況について

・人口千人あたりの刑法犯認知件数は R1 から R4 にかけて減少を続けていたが R5 以降増加に転じている。

・全国的な傾向においても刑法犯の認知件数は平成 15 年以降減少を続けてきたが令和 4 年からは増加に転じている。(埼玉県においても同様の傾向が見られる)

⇒現行記載の「市内における犯罪の件数自体はやや減少傾向にある」について現状に準拠するよう記載を見直す。

(6) 【施策 1-2-2】 交通事故の発生状況について

・都市開発による交通量の増加により、交通事故発生リスクが増加している。

・シートベルト、エアバック、ABS、衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術の進展に伴う段階的な標準装備義務化、飲酒運転撲滅を目指した段階的な厳罰化及び徹底した取締が交通事故死傷者数減少に大きく寄与したと考えられる。

⇒・現行記載の「安全運転に対する意識の低下により交通事故が増加する傾向があります。」と断じる状況からは一定の改善が見られるため、現状に即した記載へ見直す。

・記載の見直しに当たっては交通事故死傷者の傾向を明記し、本市における取組みの焦点が明確になるよう修文する。

・上記の修正に伴い取組みの記載も整合が取られるよう記載を見直す。

(7) 【施策 1-2-2】 交通安全施設の老朽化対策について

・全国的に道路照明灯等の倒壊が散発しており、毎年国からの注意喚起が行われている。

・令和 5 年度に JR 小岩駅前の交差点名標示板が落下し、通行人がケガをする事故が発生した。

・当該事故を受け、令和 5 年度中に緊急点検を行い、近年中に修繕が必要なものについては令和 6 年度までに修繕を完了した。

・その他の交通安全施設の老朽化状況については、市民からの通報や職員の巡回により把握に努めている。

⇒老朽化対策の必要性やその取組みについて追記する。

(8) 【施策 1-2-2】 放置自転車の状況について

・市内 3 駅に十分な駐輪場が整備されており定期利用及び一時利用ともに十分な空きがある。  
・市内 3 駅周辺を自転車放置禁止区域に定めているが、平均して稼働日 1 日あたり 5 台程度の警告書貼付及び稼働日 1 日あたり 2 台程度の撤去に留まっており、放置自転車が通行を著しく阻害している状況にはなく、良好な通行環境を保持できている。

⇒現状に準拠するよう記載を見直す。

(9) 【施策 2-2-1】 児童数について

・三郷中央地区の小学校においては児童数がピークを迎え、今後減少に転じる見込み。  
・中学校においては小学校の児童数がピークを迎えている影響から、増加傾向にある。

⇒現行記載の「三郷中央地区などでは、年少人口が急増している」を現状に即した記載へ見直す。

(10) 【施策 2-2-2】 青少年団体の活動状況について

コロナ禍により、小学生（高学年）を対象とした自然体験活動や青少年リーダー養成を目的とした事業が中止となり、青少年リーダーが減員している状況。

⇒現行記載の「次世代青少年リーダーの数は増加している」を現状に即した記載へ見直す。

(11) 【施策 3-1-1】 野生鳥獣による被害状況について

市内にて野生鳥獣による騒音等の被害が拡大している状況。

⇒生活環境や生態系の変化について現状に準拠するよう記載を見直す。

### 3 事業や取組みの進捗に伴う変更

(1) 【施策 1-1-1】 強靱な防災基盤の構築について

・現在、(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設を建築中  
・稼働後、平時はコミュニティを育み、地域の方々のつながりの場として顔の見える関係を築き、自然災害などの有事の際の行動について学ぶことにより、災害時の「自助」「共助」の強化を図る。  
・災害時には避難スペースなど防災機能を発揮できるよう整備を図っている。

⇒現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

(2) 【施策 1-1-2】 貯留施設整備について

・高州小校庭貯留施設整備について令和 7 年度予算化済。  
・今後は校庭のみならず広く公共施設等の活用を推進する方向。

⇒現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

**(3) 【施策 1-1-2】 大場川の排水能力向上について**

- ・令和 4 年 3 月、大場川下流排水機場増強工事が完了した。
  - ・今後は大場川上流排水機場の排水能力向上に向けて、国や埼玉県と連携してポンプの増強に向けた検討を行う方向。
- ⇒現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

**(4) 【施策 1-1-3】 消防職員の定数増について**

- ・令和 3 年 9 月に三郷市職員定数条例の一部を改正し、消防職員の定数を 165 人から 175 人へ増やした。
  - ・定数の見直しに伴い、兼務隊から専任隊へ見直しを行い体制強化を図った。
- ⇒現行記載の「救急隊の増隊が必要」については一定の対応を行ったという整理で、具体的な手法の記載を見直し、「消防力の強化」と並びを揃えた記載へ修文する。

**(5) 【施策 1-2-1】 犯罪被害者等支援について**

- 令和 6 年度に三郷市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るため、「犯罪被害者等傷害見舞金」制度等を開始した。
- ⇒現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

**(6) 【施策 2-1-1、2-1-2、2-1-3】 子育て支援について**

- ・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、令和 4 年 6 月に児童福祉法が改正された。  
当該改正に伴い、市区町村は全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努めることなどが盛り込まれた。
  - ・また、令和 4 年 6 月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としての「こども基本法」と、“こどもまんなか社会”の実現を目的としたこども家庭庁の設置が成立し、令和 5 年 4 月に発足した。
  - ・本市は、令和 5 年 9 月には「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、こどもと子育てに優しいまちづくりをより一層推進していくことを表明した。
  - ・その他、令和 6 年子ども・子育て支援法等の一部改正により「妊婦等包括相談支援事業」が創設されるなど、妊娠期からの切れ目ない支援が重要視されている。
  - ・本市においても令和 6 年度組織再編において子育て世代包括支援センター（子育て支援ステーション）を再編する形で、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの相談窓口である「こども家庭センター」を設置するなど、国と足並みを揃えて各事業等を実施している。
  - ・また、こども・子育て施策を計画的に実現するため、令和 7 年度を始期とする「第 3 次みさとこどもにこにこプラン」を策定したところ。
- ⇒子育て世帯を取り巻く状況の分析や現在の取組み状況に応じて記載を見直す。

(7) 【施策 3-2-2】 ゴミ問題にかかる普及啓発について

- ・生活変化に伴い食品ロスの削減など、新たな課題が生じている。
- ・本市においては課題に応じた適切な手法により市民へ働きかけている。
- ・後期基本計画期間中においても、特定の手法に固執せず柔軟な対応により市民の意識向上に努める必要がある。

⇒講座や見学会といった特定の手法にかかる記載を見直す。

(8) 【施策 3-2-2】 ゴみの適正処理について

一般廃棄物処理基本計画に基づいた進捗管理を実施している。

⇒現在の取組み状況に応じて詳述する。

## 4 その他（軽微な文言修正等）

(1) 【施策 1-1-1】 想定される巨大地震の変更

巨大地震の例示を「東京湾北部地震」から「東京湾北部地震や茨城県南部地震」へ変更する。

(2) 【まちづくり方針 1-1-1】 「自主防災組織」の注釈について

自主防災組織の解説及びその活動について詳述するため注釈を更新する。

(3) 【まちづくり方針 1-1-2】 「江戸川水防事務組合」の注釈について

江戸川水防事務組合の解説及びその設置目的について詳述するため注釈を更新する。

(4) 【施策 1-2-1】 用語の整理について

道路照明灯設置の主たる目的が交通事故防止であることに照らし、施策 1-2-1「防犯活動の強化」での記載について文言整理する。

(5) 【まちづくり方針 2 全般】 表記変更について

内閣府通知に基づき、「子ども」の表記を「こども」へ変更する。

※箇所数が多いため資料 2 の黄色色かけは省略

(6) 【施策 2-1-3】 「こどもの居場所」の注釈について

こども家庭庁から示される意義に沿って注釈を更新する。

(7) 【施策 3-1-1】 用語の整理について

流域下水道等を三郷市では実施していないため、「下水道事業」という表記は広義に過ぎることから、正しい記載とするため「公共下水道事業」の表記に統一する。

(8) 【施策 3-2-2】 表記変更について

平易な文章とするため「時代すう勢」を「社会情勢」へ修正する。

(9) 【施策 3-2-2】用語の整理について

正式名称を記載するため「環境美化推進委員連絡会」を「環境美化推進員連絡会」へ修正する。

**上記の他については引き続き推進を図る【記載の修正無し】**